この制度は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じ くしない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活 の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図ること を目的とする制度です。

▶児童扶養手当の対象者

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する児 童を監護している父又は母若しくは父母に代わって児童 を養育している人

- (1) 父母が婚姻を解消した
- (2) 父又は母が死亡または生死不明である
- (3) 父又は母に重度の障害がある
- (4)父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- (5) 父又は母から1年以上遺棄されている
- (6) 父又は母が1年以上拘禁されている
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した
- (8) 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である ただし、次の場合は手当を受けることができません。

◎児童が

・児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。

◎父又は母が

・婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係(内縁関係 など) があるとき。

◆手続きに必要な書類

児童扶養手当は、児童を監護している父又は母若し くは養育者が役場を通じ申請し、知事の認定を受ける ことによって申請した翌月から支給されます。

- (1)児童扶養手当認定請求書
- (2)請求者と対象児童の戸籍謄本
- (3)請求者と児童が含まれる世帯全員の住民票
- (4) 印鑑及び金融機関の預金通帳(請求者本人名義)
- (5)所得課税証明書(1月1日以降転入された方)
- (6)世帯全員分のマイナンバーカード
- (7) その他必要な書類

◆手当の額

- ·児童1人の場合(月額最大) 43,160円
- ・児童2人以上の加算額(月額最大)
 - 2人目 … 10,190円
 - 3人目以降1人につき … 6.110円
- ※扶養義務者の所得により支給に制限があります。
- ※受給継続には毎年8月に現況届の提出が必要です。
- ※手当額は受給者の所得により減額される場合があります。

この制度は、精神または身体に障害を有する20歳未 満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

▶特別児童扶養手当の対象者

- ①または②に該当する 20 歳未満の児童を育てている方
- ①精神または身体に一定の障害があり、おおむね身体障 害者手帳1級、2級程度の児童
- ②知的障害があり、障害の程度がおおむね療育手帳Aお よびBの児童。

ただし、次の場合は、手当を受給できません。

- (1) 手当を受けようとする人又は児童が日本に住んでい
- (2) 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、 通園施設を除く)に入所しているとき
- (3) 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けること ができるとき

◆手続に必要な書類

- (1)特別児童扶養手当認定請求書
- (2)請求者と対象児童の戸籍謄本

- (3) 請求者と児童が含まれる世帯全員の住民票
- (4)対象児童の障害の程度についての所定の診断書
- (5) 印鑑及び金融機関の預金通帳(請求者本人名義)
- (6)世帯全員分のマイナンバーカード

◆手当の額

	•	
障害の度	支給額	
1級	1人につき 52,500円	
2級	1人につき 34,970円	
備考	等級は身体障害者手帳の等級と異なります	

※受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得額によ って支給の制限があり下記の表の額以上である場 合、手当は支給されません。

扶養親族等の数	本人(請求者)	配偶者及び 扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人	5,736,000円	6,962,000 円
4人	6,116,000円	7,175,000 円